

(公印省略)
令和2年5月15日

保護者の皆様へ

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(福祉こども部こども保育課)

認可保育所(園)、認定こども園における登園自粛期間について

本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市内在住で、全ての認可保育所(園)、認定こども園に在籍するお子さんについて、家庭での保育が不可能な場合などのやむをえない場合を除き5月31日(日)まで、できる限り登園を自粛していただくようお願いしております。

昨今、群馬県内においては、感染者数が抑制されている状況にあり、5月14日には緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、教育・保育施設の利用につきましては、引き続き5月31日まではできる限り登園の自粛をお願いいたします。

なお、自粛期間中においても、就業等の再開や状況の変化により保育が必要となる方については、希望保育によりお子さんをお預かりいたしますので、通園する施設までご相談いただきますようお願い申し上げます。

また、この登園自粛は5月31日をもちまして、期間の終了を迎えますが、引き続きご家庭においても一般的な感染対策など衛生面にご注意いただくようお願いいたします。